

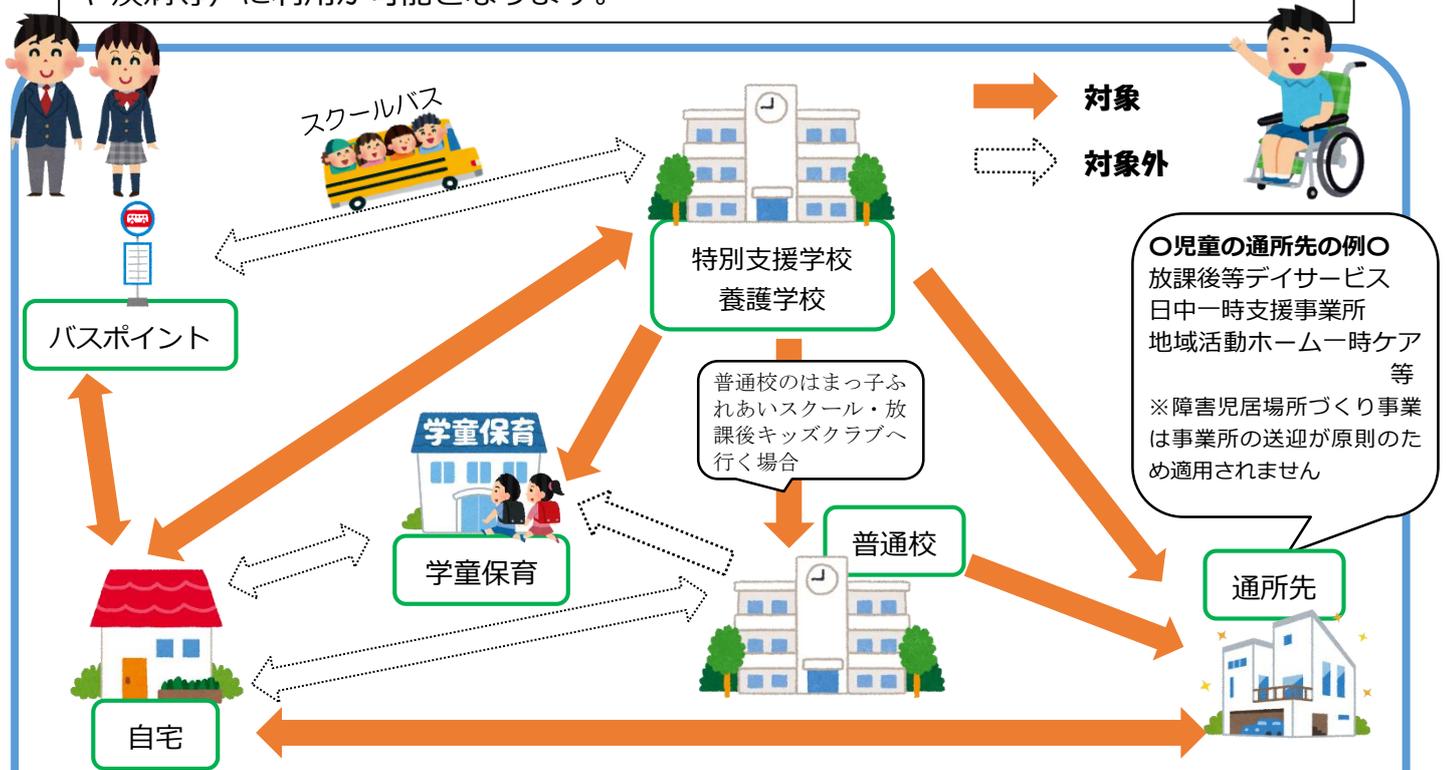


発行者	社会福祉法人 横浜市中区社会福祉協議会 中区移動情報センター 中区山下町2 産業貿易センター4階
TEL	045-681-6682
FAX	045-641-6078
隔月 15 日発行予定	

? 「通学通所支援」はどんな時に使えるの? ?

障害により屋外での移動が困難な方が外出する場合にガイドヘルパーが付き添う移動支援事業の一つで、特別支援学校（養護学校）への通学や作業所等への通所に使えるサービスです。

利用者の年齢に関わらず、他の送迎手段や付き添いが得られない場合（保護者の就労や疾病等）に利用が可能となります。



サービスを利用するには、区へ申請し「受給者証」の発行を受ける必要があります。
まずは、区役所の担当ケースワーカーにご相談ください。

また、通学通所支援で対象外となる普通校への通学時等に付添ったボランティアの方へ、市から一定の奨励金が支払われる「ガイドボランティア制度」があります。

通学（個別支援級も含む）・通所・日常生活上必要不可欠な外出・社会参加のための外出・余暇などに利用できます。利用には事務取扱団体への登録が必要になります。

- 対象
- ・横浜市在住の方
 - ・障害者手帳または障害のある事を証明する書類をお持ちの方

利用者負担 なし（付添い時のボランティアの交通費等実費は利用者の負担となります）

※ 詳しくは移動情報センターにお問い合わせください。



福祉タクシー利用券について

【内容】1枚につき500円を限度に助成されるタクシー利用券が交付される制度です。

【対象】下記のいずれかに該当する方で、福祉特別乗車券または敬老特別乗車証の交付を受けていない方

- ① 下肢・体幹・視覚・内部障害のいずれかを含む1・2級の身体障害者手帳を持っている方
- ② 愛の手帳（療育手帳）A1・A2を持っている方
- ③ 下肢・体幹・視覚・内部障害の程度が3級でかつ愛の手帳（療育手帳）B1を持っている方
- ④ 精神障害者保健手帳1級の方

※ただし65歳以上で対象となる身体障害者手帳の交付を受けた方は対象となりません。

【窓口】手帳をご持参のうえ、各区福祉保健センターへ

【利用方法】

- ・一回の利用につき、タクシー利用券を7枚まで使用できます。
- ・乗車の際には、身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示し、手帳番号を明記した福祉タクシー利用券を乗務員に提出してください。
- ・一般タクシー（UDタクシー含む）は、神奈川県下で運行しているタクシー会社が対象です。乗車の際に、タクシー券の利用についてお話し下さい。
- ・福祉有償や介護タクシー等を利用の際にタクシー券を使用する場合には、予約時にその旨を申し出てください。

UDタクシーや福祉有償運送、介護タクシー等のご利用について、
移動情報センターにご相談ください。
ご希望に沿った内容でのご予約をお手伝いします。



下記の区以外にお住まいの方のご相談も受け付けています。
お近くの移動情報センターへお電話でご相談ください。

でかけYO! 神奈川(神奈川区移動情報センター)
☎045-311-2678 FAX 045-313-2420

金沢区移動情報センター
☎045-786-8034 FAX045-784-9011

南区移動情報センター
☎045-250-5260 FAX 045-251-3264

おでかけGO! 港北(港北区移動情報センター)
☎045-543-1947 FAX045-531-9561

保土ヶ谷区移動情報センター
☎045-332-2479 FAX045-334-5805

緑区移動情報センター
☎045-931-3280 FAX045-934-4355

移動情報センター あさひ(旭区移動情報センター)
☎045-392-1124 FAX045-392-0222

戸塚区移動情報センター
☎045-862-5091 FAX045-862-5890

中区移動情報センター

TEL:045-681-6682

FAX:045-641-6078

mail: ido@nakasha.net

〒231-0023

横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル4階

横浜市中区社会福祉協議会内

受付時間：月～金曜日（祝日除く） 9：00～17：00